外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
在上海総領事館員自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
我が国経済の今後の趨勢に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

辞令

（財務金融調査室）衆議院調査局調査員　但野　智
衆議院参事に任命する
議長秘書を命ずる　衛藤　孝
衆議院参事に任命する
副議長秘書を命ずる
（委員部第二課）衆議院参事　若本　義信
副議長秘書を命ずる（以上九月十六日）

参　議　院

常任委員長辞任

九月十六日議院は、次の常任委員長の辞任を許可した。
国家基本政策委員長　大石　正光
予算委員長　溝手　顕正

常任委員長当選

九月十六日常任委員長の選挙において、次のとおり当選した。
国家基本政策委員長　溝手　顕正
予算委員長　大石　正光

特別委員長選任

九月十六日次のとおり特別委員長を選任した。
沖縄及び北方問題に関する特別委員長　鈴木　陽悦
災害対策特別委員長　市川　一朗
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長　谷　博之
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　藤田　幸久
政府開発援助等に関する特別委員長　若林　正俊
消費者問題に関する特別委員長　草川　昭三

会期の議決及び通知

九月十六日本院は、第百七十二回国会の会期を四日間と議決し、その旨衆議院及び内閣に通知した。

通知書受領

九月十六日衆議院から、同院は第百七十二回国会の会期を四日間と議決した旨の通知書を受領した。
また、同日衆議院から、同院は衆議院議員鳩山由紀夫を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。
また、同日衆議院から、同院は議長に横路孝弘、副議長に衛藤征士郎を選挙した旨の通知書を受領した。
また、同日衆議院議長から、国会は衆議院議員鳩山由紀夫を内閣総理大臣に指名したことを奏上した旨の通知書を受領した。

内閣総理大臣の指名及び通知

九月十六日本院は衆議院議員鳩山由紀夫を内閣総理大臣に指名し、その旨衆議院に通知した。

官庁報告

官庁事項

登録実施機関の登録について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第１項の規定に基づき、同法施行令（昭和45年政令第224号）第１条第１項に規定する横浜地域において、同法第19条第１項各号に掲げる業務を行う登録実施機関を下記のとおり登録したので、同法第32条第１号の規定により、公示する。

平成21年９月18日

関東運輸局長　神谷　俊広

記

（登録実施機関の名称）　一般財団法人　神奈川タクシーセンター
（登録実施機関の住所）　神奈川県横浜市中区日ノ出町２丁目130番地
（登録実施機関の代表者名）　上野　孝
（登録事務等を行う事務所の名称）　本部事務所
（登録事務等を行う事務所の所在地）　神奈川県横浜市中区日ノ出町２丁目130番地
（登録番号）　横浜―２号
（登録年月日）　平成21年９月９日

登録実施機関の登録事務等の廃止について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第27条の規定に基づき、次の登録実施機関の登録事務等の廃止を許可したので同法第32条第３号の規定により、公示する。

平成21年９月18日

関東運輸局長　神谷　俊広

記

（登録廃止許可年月日）　平成21年９月９日
（登録実施機関の名称）　社団法人神奈川県タクシー協会
（登録実施機関の住所）　神奈川県横浜市中区日ノ出町２丁目130番地
（登録実施機関の代表者名）　大野　清一
（登録事務等を廃止する事務所の名称）
本部事務所
川崎事務所
横須賀事務所
（登録事務等を廃止する事務所の所在地）
神奈川県横浜市中区日ノ出町２丁目130番地
神奈川県川崎市川崎区南町11番５号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目15番９号
（登録番号）　横浜―１号
（登録事務等を廃止する日）　平成21年10月１日

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山形県最低賃金（昭和55年山形労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年９月18日

山形労働局長　田川　順一

第４号中「１時間629円」を「１時間631円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年９月18日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間641円」を「１時間644円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年９月18日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間677円」を「１時間679円」に改める。

静岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、静岡県最低賃金（昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年９月18日

静岡労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間711円」を「１時間713円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年10月26日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金（昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年９月18日

熊本労働局長　奈良　篤

第４号中「１時間628円」を「１時間630円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和55年沖縄労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年９月18日

沖縄労働局長　森川　善樹

第４号中「１時間627円」を「１時間629円」に改める。